

子ども樹木博士認定活動推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「子ども樹木博士認定活動推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、樹木とのふれあいを通じて、森林と環境と自然科学について学ぶ契機とする「子ども樹木博士」の認定活動を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、次の活動を行う。

- (1) 実施機関の募集とネットワークの形成
- (2) 認定基準の提示、認定証の書式発行
- (3) モデル教材の提案、指導者やフィールドの紹介、その他実施に資する情報の提供
- (4) 全国の実施結果の把握と公表
- (5) 普及啓発、その他認定活動の推進に資する活動

(構成)

第4条 この会の趣旨に賛同する者は、会員となることができる

(入退会)

第5条 この会に入/退会しようとするものは、別に定める入・退会届けを提出し、会長の承認を受けるものとする。

(役員構成)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 10名以上20名以内
幹事の中から会長1名、実行委員長1名、事務局長1名を互選する。
- (2) 監事 2名
幹事と監事は兼ねることはできない。

(幹事会)

第7条 会長は必要に応じて幹事会を開催し、この会の重要事項の審議決定を行う。
監事は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員職務)

第8条 会長はこの会を代表し、幹事会、総会の議長となる。

- 2 実行委員長は認定活動推進の指導に当たるとともに、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 事務局長はこの会の事務処理に当たる。
- 4 監事は会計の監査に当たる。

(役員選出)

第9条 役員は総会において、会員の中から選出する。

(役員 の 任 期)

第10条 役員 の 任 期 は 2 年 と し、再選を妨げない。

(顧 問 ・ 参 与)

第11条 この会に顧問、参与を置くことができる。

2 顧問、参与は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(総 会)

第12条 総会は、この会の最高議決機関である。

2 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。

3 委任状は出席したものと見なす。

(総 会 の 決 議 事 項)

第13条 次に掲げる事項は、総会の議決を要するものとする。

- (1) 役員 の 選 出
- (2) 活動報告及び収支決算の承認
- (3) 活動計画及び収支予算の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他重要な事項

(実 行 委 員 会)

第14条 この会の活動を円滑に推進するため、実行委員会を設ける。

2 実行委員会は、会長が指名する実行委員長を含む幹事若干名から構成される。

(会 計)

第15条 この会の会計は、年会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって経理される。

2 年会費の額は総会で定める。

(会 計 年 度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附 則)

1 この規約は、平成12年6月12日から効力を発するものとする。

2 この会の設立初年度の役員及び役職は、第13条第1号及び第6条第1号の規定にかかわらず、設立総会で選任し、その任期は設立の日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

3 この会の設立初年度の活動計画及び収支予算は、第13条第3号の規定にかかわらず、設立総会において定める。

4 この会の設立初年度の会計は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。

会 費 規 定

第 1 条 規約第 1 5 条第 2 項に定める年会費は、次のとおりとする。

団体会費 1 0 , 0 0 0 円

個人会費 2 , 0 0 0 円

第 2 条 年度途中の入会であっても、年会費は定額とする。

第 3 条 納入された年会費は、年度途中で退会しても返納しないものとする。

(附則) この規定は、平成 1 2 年 6 月 1 2 日から効力を発するものとする。